

京都市告示第 5 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年4月1日

京都市長 門 川 大 作

(市税事務所固定資産税室)